

立川市第3次発達支援計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度



令和7（2025）年
立川市

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	本市における発達支援の検討経過	1
第3節	計画の位置づけ	2
第4節	計画の目的	3
第5節	計画の期間	3
第6節	計画策定の経過	3
第7節	計画の進捗管理	3
第2章	本市の状況について	4
第1節	本市の人口	4
第2節	本市の子育て施策の状況	5
1.	市内認可保育園の入園児童数	5
2.	市内幼稚園の入園児童数	5
3.	発達相談件数	5
4.	発達支援親子グループ事業の実施回数	6
5.	3歳児経過観察（心理相談）の利用者数	7
6.	2歳児すこやか相談の利用者数	7
7.	就学・転学相談等件数	7
第3章	立川市第2次発達支援計画の取組・成果と課題	9
第4章	本市の発達支援における理念と機能	14
第1節	本市が目指す発達支援システム	14
1.	基本理念	14
2.	発達支援のための8つの機能	14
第5章	8つの機能の役割	18
1.	相談機能	18
2.	成長・療育機能	21
3.	情報共有機能	23
4.	家庭支援機能	26
5.	現場職員支援機能	29
6.	健診・診察機能	33
7.	コーディネート機能	34
8.	理解啓発機能	36
資 料		37
1.	立川市第3次発達支援計画策定検討委員会	38
2.	分野別個別計画素案EXPO（市民説明会）	39
3.	市民意見公募（パブリックコメント）	39
4.	関係要綱	40
5.	用語解説	42

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

近年、少子化が進むなか、発達が気になる児童への支援の必要性は増加傾向にあり、早期の気づきや子どもの特性に合わせた支援の充実が求められています。

平成17（2005）年4月には発達障害者支援法が施行され、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定義されました。また、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われること、発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うこと、とされました。

平成28（2016）年8月には、障害者基本法の一部が改正され、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援などが求められており、発達障害者の定義については「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」と改正され、発達障害者支援の一層の充実を図るものとなりました。

また、平成28（2016）年4月には、障害者差別解消法が施行となり、行政機関や事業者は、障害を理由として障害者を不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないとされ、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮をすることが求められるようになりました。

このような流れのなか、令和5（2023）年4月、こども家庭庁設置法が施行され、こども施策を総合的に推進するため、こども・子育て家庭にかかわる支援や権利擁護等を実施する「こども家庭庁」が設置されるとともに、障害児支援施策についても、厚生労働省からこども家庭庁に移管されました。

令和6（2024）年4月には児童福祉法が改正され、児童発達支援センターを「地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関」と明示し、「高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設」として、市区町村に設置を求めています。

第2節 本市における発達支援の検討経過

平成24（2012）年12月、立川市役所旧庁舎跡地は子ども未来センターとして改修され、この中に行政機能として子ども家庭支援センターと教育支援課（当時は特別支援教育課）の2課が設置されました。子ども家庭支援センターには発達相談や発達支援親子グループなど未就学の子どもを対象とした相談やグループ活動機能が置かれ、教育支援課には就学相談や教育相談など小中学校に就学する際

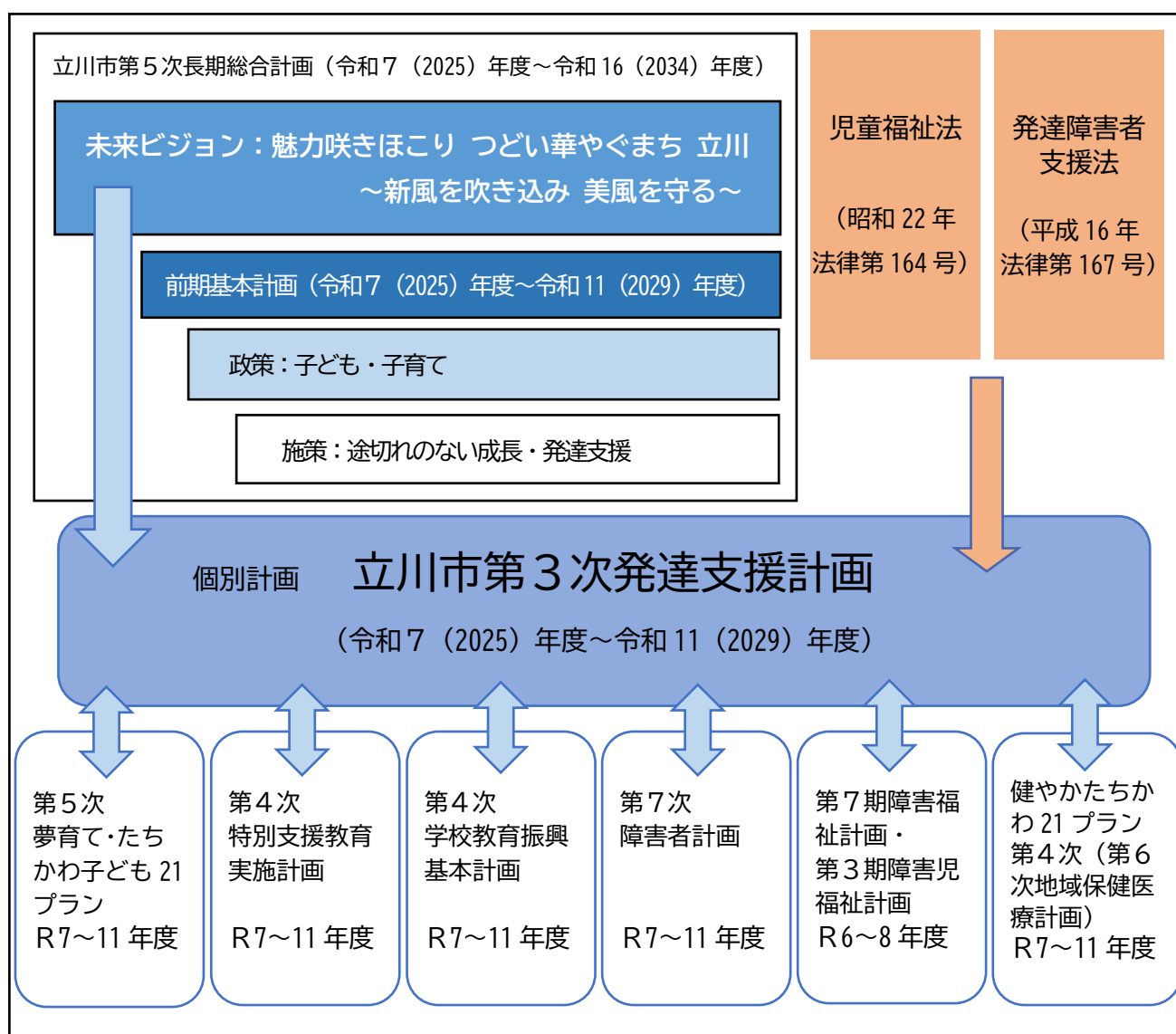
の相談や小中学校に就学した後の相談機能が置かれ、途切れ・すき間のない発達支援に取り組んできました。

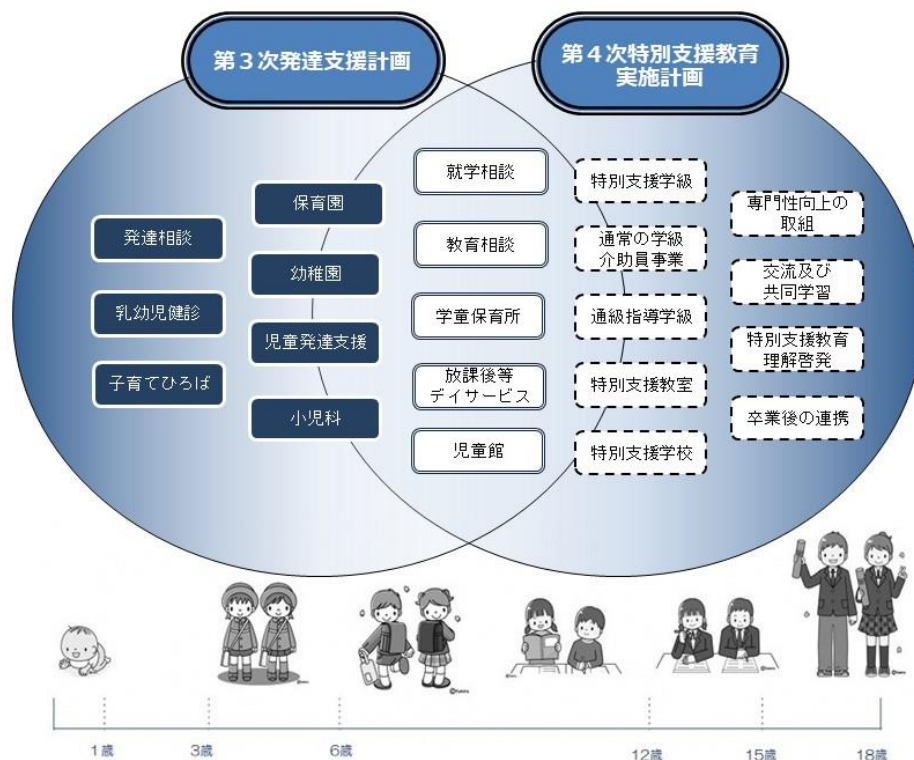
また、児童福祉法等で、「地域における中核的支援施設」として児童発達支援センターが位置づけられるなか、本市の基本計画である第4次長期総合計画後期基本計画、次世代育成支援計画である夢育て・たちかわ子ども21プラン、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画、また、前計画にあたる第2次発達支援計画のいずれにおいても、児童発達支援センターの設置を目標に掲げ、設置に向けた機能や役割の検討に取り組んできました。

令和7年6月、本市初となる児童発達支援センターを複合施設である立川市子育て支援・保健センター内に設置し、同施設内の子ども家庭センターと連携して、支援体制の充実と強化に取り組んでいます。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「立川市第5次長期総合計画前期基本計画」の施策「途切れのない成長・発達支援」を推進する個別計画として位置づけられるもので、「第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン」など関連する個別計画との関係は次の図のとおりです。





第4節 計画の目的

発達に支援や配慮が必要であると考えられる子どもとその保護者を対象に、地域の保育園、幼稚園、子育てひろば、児童発達支援センター等の子育て支援機関のそれぞれにおいて、子どものライフステージと特性に応じた適切で継続した途切れ・すき間のない発達支援を計画的に推進するため、第3次発達支援計画を策定しました。

第5節 計画の期間

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の5年間とします。

第6節 計画策定の経過

本計画を策定するため、外部組織の「立川市第3次発達支援計画策定検討委員会」を設置しました。この委員会の委員は、子どもの発達に関する見識を有する者、発達支援に関する見識のある者、保育又は幼児教育に関わる者、小児医療に関わる者、義務教育に関わる者、発達支援に関わる者、児童養護に関わる者、公募市民のあわせて11人です。委員会は、令和6（2024）年7月から令和7（2025）年1月までの間に5回開催し、本市における発達支援の方向性や取組内容等について検討を行いました。また、庁内組織「途切れ・すき間のない子ども子育て支援委員会」でも検討を行いました。市議会へ素案報告後、パブリックコメント（市民意見公募）を経て本計画を策定しました。

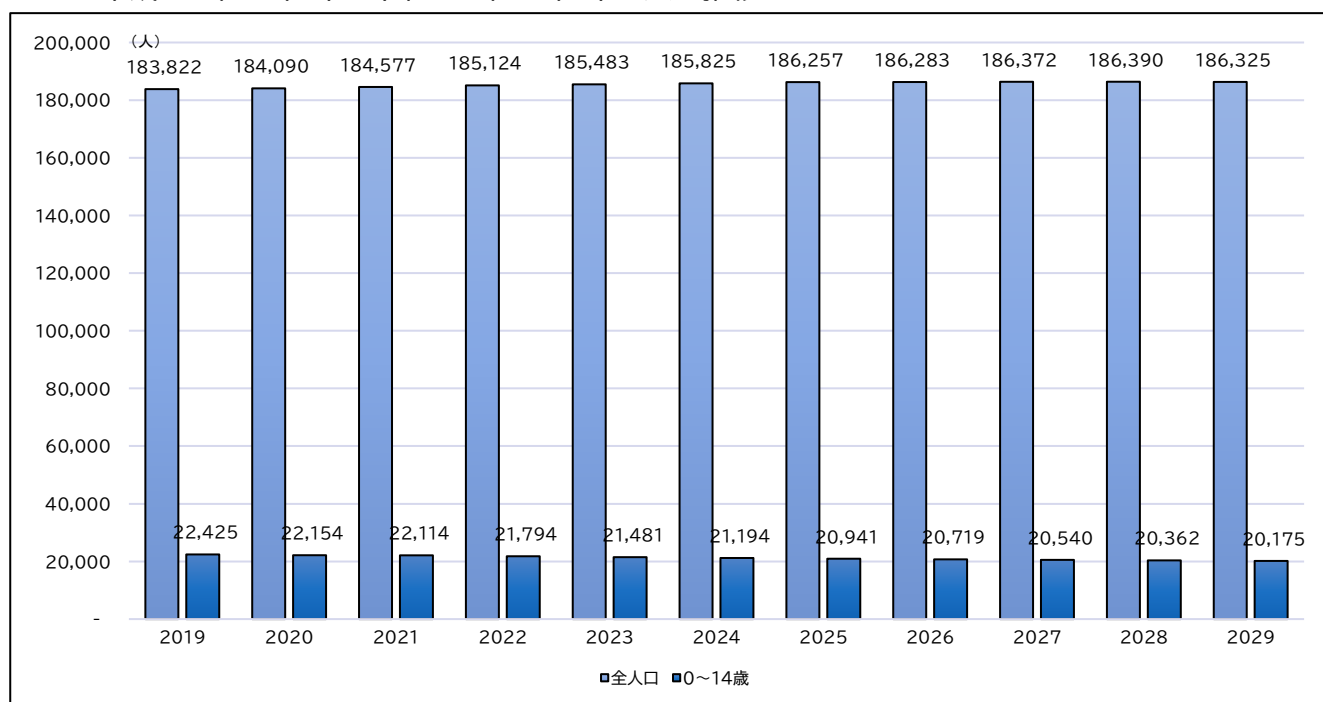
第7節 計画の進捗管理

本計画に掲げている8つの機能や取組項目については、適宜、児童発達支援センターが関係部署へ進捗状況等の調査を行い、評価・検証を行うことで進捗管理を行います。

第2章 本市の状況について

第1節 本市の人口

1. 平成 31 (2019) 年～令和 11 (2029) 年の人口推移

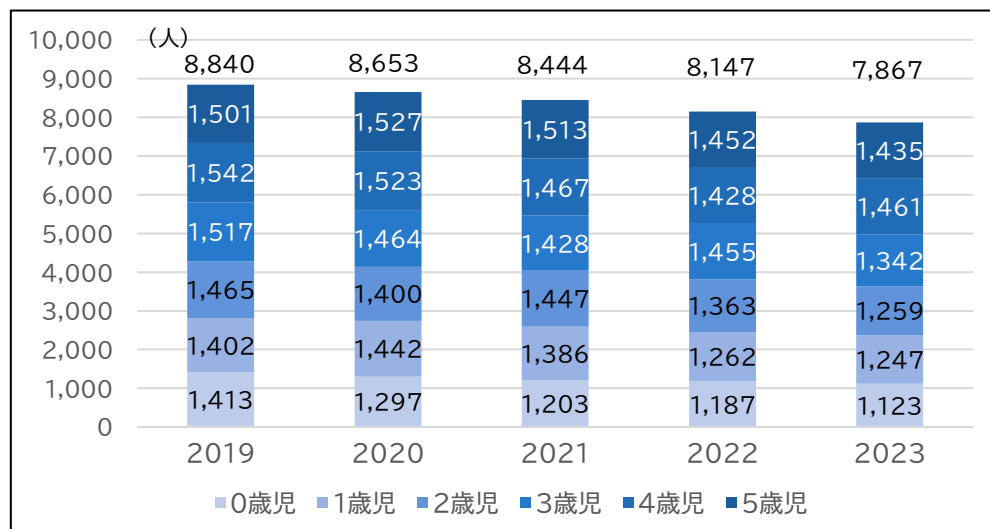


(出典)立川市 第5次長期総合計画前期基本計画策定のための将来人口推計調査報告書(R7 以前は実績値)

令和 7 (2025) 年 1 月 1 日現在の立川市の総人口は 186,257 人で、このうち、0～14 歳は、20,941 人となっています。市全体の人口は令和 2 (2020) 年から 2,167 人増となっている一方で、0～14 歳は減少傾向で 1,213 人減となっています。

また、立川市第 5 次長期総合計画の中の人口推計によると、令和 11 (2029) 年 1 月 1 日時点の推計人口は、186,325 人を見込んでおり、そのうち 0～14 歳までの人口は 20,175 人で 766 人減少する見込みとなり、減少が続く見通しとなっています。

2. 乳幼児人口

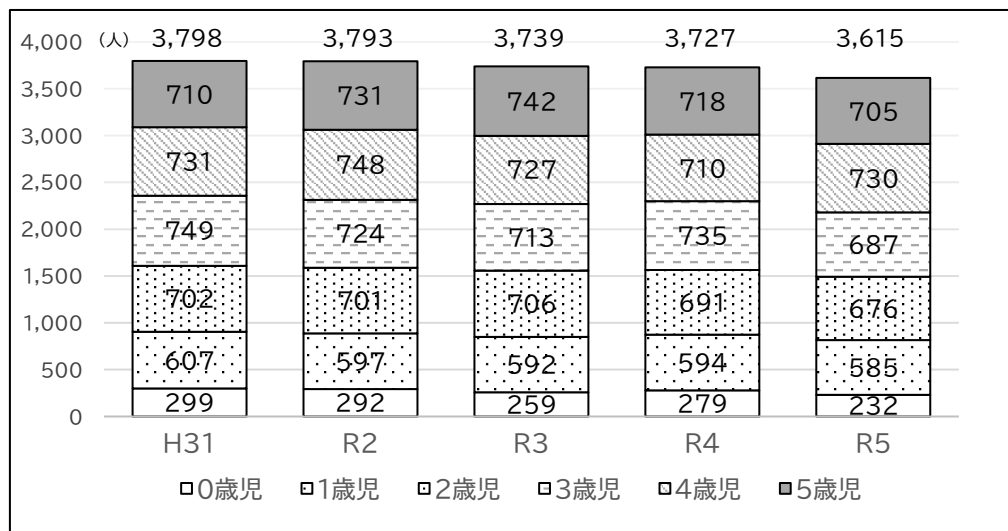


(出典) 住民基本台帳

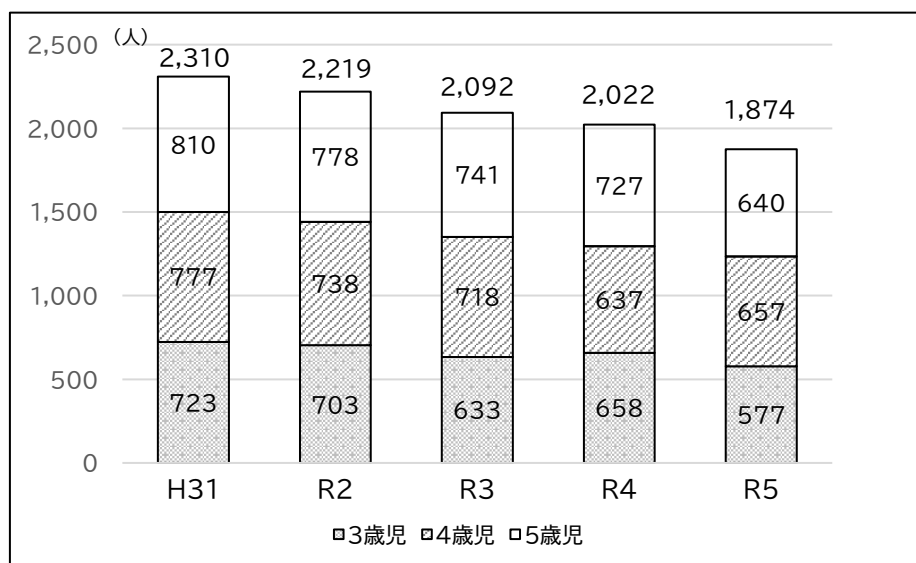
第2節 本市の子育て施策の状況

本市の子育て支援にかかる事業や乳幼児や発達に支援や配慮を必要とする子どもを対象にした事業について、利用人数や利用件数等の状況は以下の通りです。

1. 市内認可保育園の入園児童数



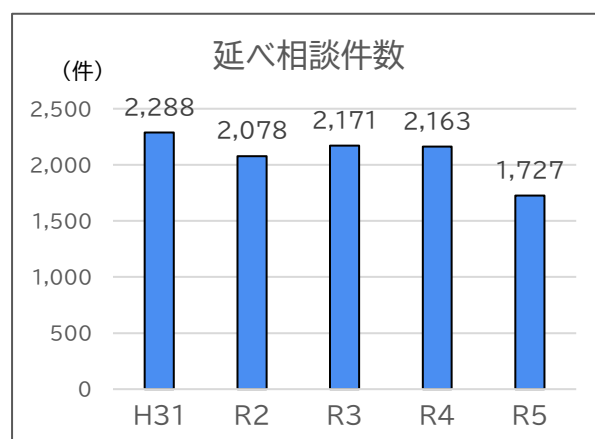
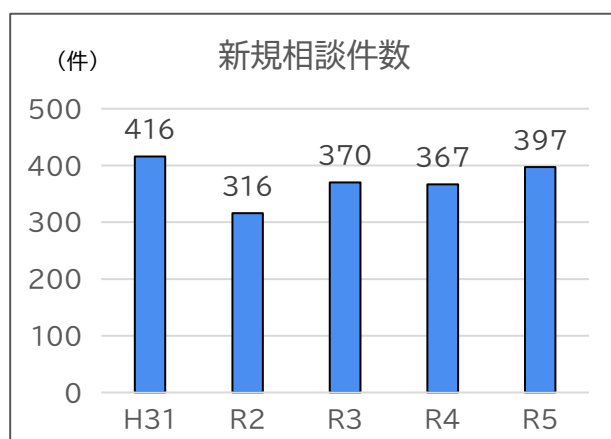
2. 市内幼稚園の入園児童数



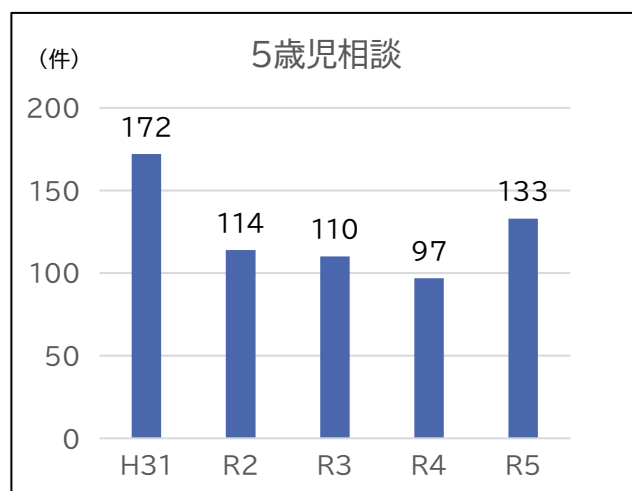
3. 発達相談件数

発達相談、5歳児相談、巡回保育相談の推移については、子ども未来センターが平成24(2012)年12月に開所して以来、増加傾向にありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、令和2(2020)年度は相談件数の減少がみられました。

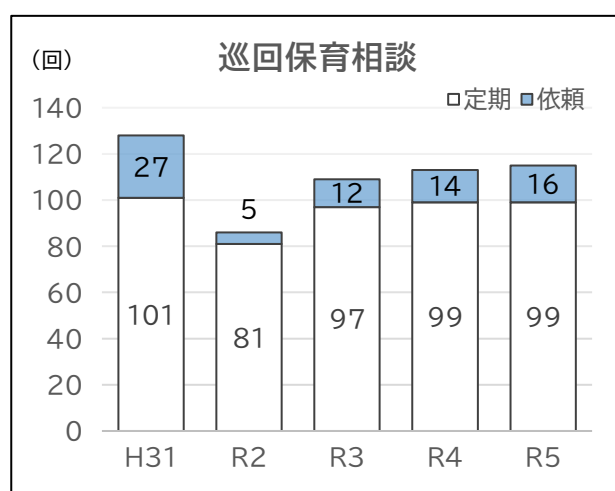
【発達相談】



【5歳児相談】

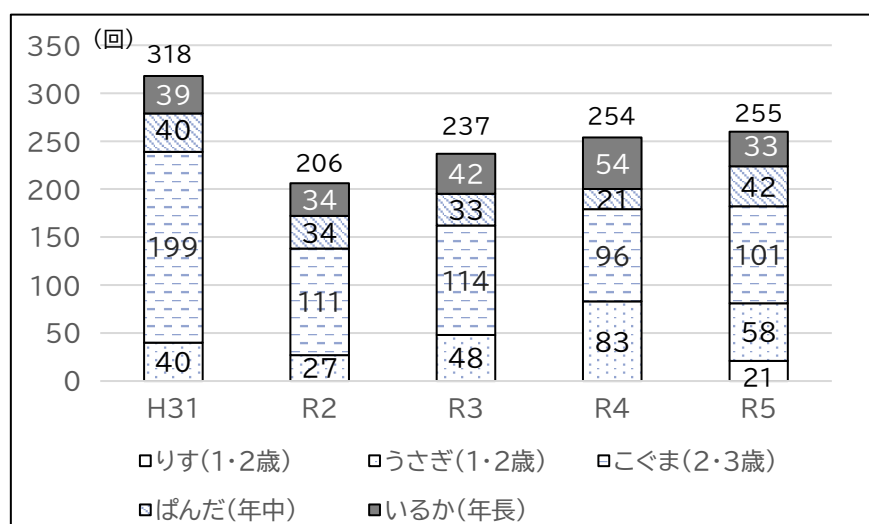


【巡回保育相談】



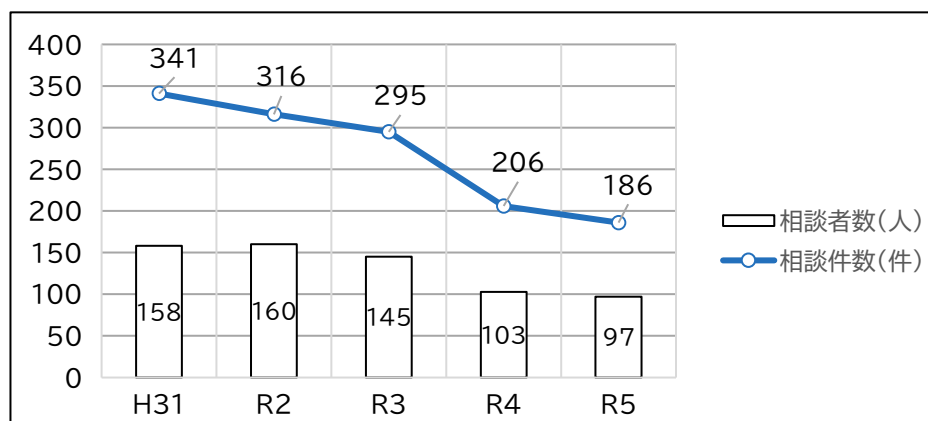
4. 発達支援親子グループ事業の実施回数

発達支援親子グループ「りす」「うさぎ」「こぐま」「ぱんだ」「いるか」の実施回数は、平成 31 (2019) 年と比べ令和 5 (2023) 年は 63 回減少しました。



5. 3歳児経過観察（心理相談）の利用者数

3歳児健康診査の結果、言葉の遅れや心理面で経過観察が必要とされた幼児を対象に、心理相談を実施しています。平成31（2019）年度と比べて令和5（2023）年度では、相談者数が61人減少、相談件数が155件減少しています。



6. 2歳児すこやか相談の利用者数

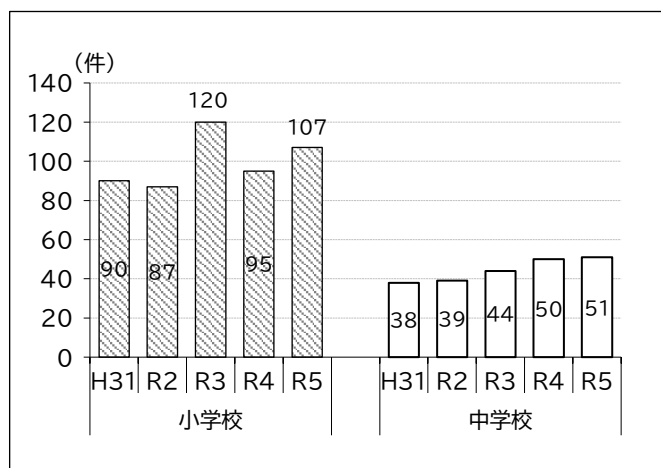
1歳6か月児健康診査において言葉の遅れ等心理面で経過観察が必要とされる幼児の保護者を対象に、心理相談を実施しています。相談者数は平成31（2019）年度と比べて令和5（2023）年度では、相談者数が9人減少しています。

年度	H31	R2	R3	R4	R5
相談者数	112	100	106	95	103

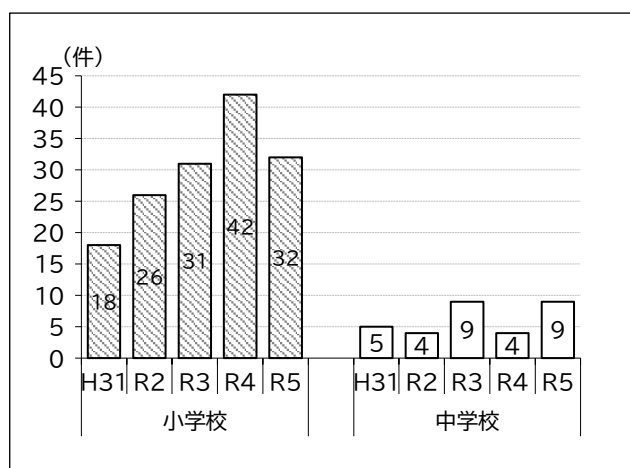
7. 就学・転学相談等件数

就学相談件数と転学相談件数、就学支援シートの提出件数、教育相談件数については以下のとおりとなっています。就学相談については、小中学校ともに増加傾向で、転学相談についても小中学校ともに増加傾向です。

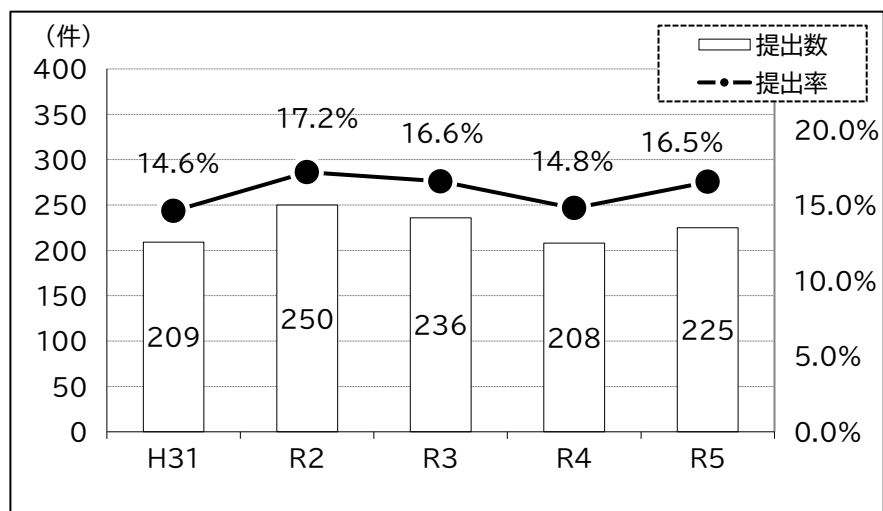
【就学相談件数】



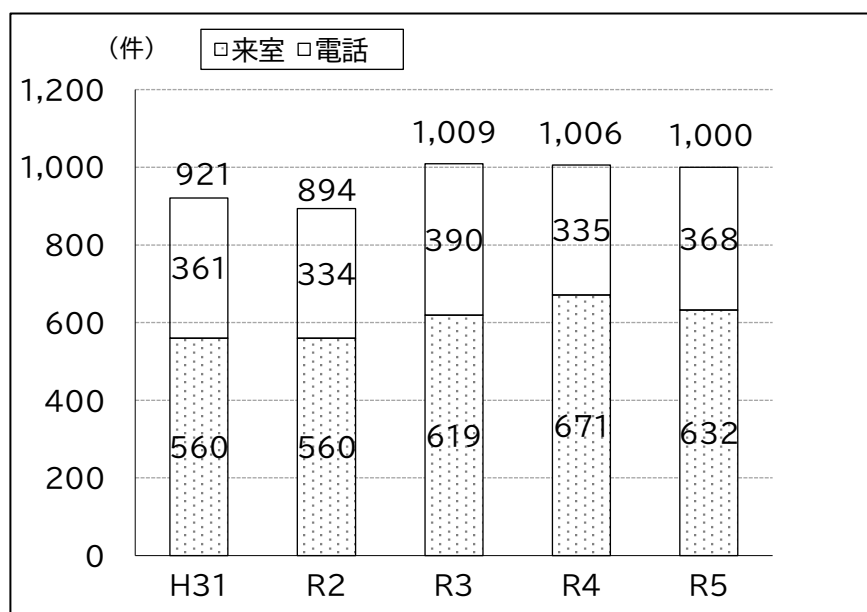
【転学相談件数】



【就学支援シートの提出件数】



【教育相談件数】



第3章 立川市第2次発達支援計画の取組・成果と課題

立川市第2次発達支援計画は、令和2年度から5か年の計画で、本市が目指すシステムを「すべての子どもが地域で安心してすごしていけるように、あらゆる機関との連携とコーディネート力を強化し、途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援を目指します」として、相談、成長・療育、情報共有、現場職員支援、家庭支援、コーディネート、健診・診察、理解啓発の8つの機能を掲げ、68項目の取組を示しています。主な「取組・成果」と「課題」は次のとおりです。

1. 相談機能

【主な取組・成果】

- ・発達に関する様々な相談に対応する「児童発達支援センター」の設置に向け、計画を推進しました。
- ・子ども未来センターの発達相談では、発達に支援や配慮の必要な子どもとその保護者に相談支援を行いました。発達に関する新規相談件数は、コロナ禍では一時減少したものの、令和5（2023）年度は397件と増加傾向に転じています。
- ・5歳児相談については、社会性の成長発達が見られる5歳児を対象に市内の保育園・幼稚園で実施し、保護者の不安や悩みの相談に対応しました。令和5（2023）年度は保育園は35園、幼稚園は11園で実施し、コロナ禍の影響で落ち込んでいた相談件数は、133件と回復基調にあります。
- ・運動や精神の発達、言葉の遅れ、心理面で乳幼児健康診査後の経過観察が必要とされた幼児とその養育者を対象に、乳幼児発達健康診査やすこやか相談を実施しました。令和5（2023）年度は、乳幼児発達健康診査は28回、すこやか相談は119回（2歳児すこやか相談含む）実施し、発達の特性などについて早期に保護者と共に話し合い、かかわることができました。
- ・子ども未来センターや健康会館での専門性の高い相談支援から、地域の身近な子育てひろば、保育園などでも相談支援を行いました。各々の役割を踏まえながら連携して相談支援を行うことで、早期に子どもの特性に応じた関わりを保護者に提示することができました。
- ・子ども未来センターの発達相談から就学相談につながった件数は次のとおりで、途切れない支援を行いました。

年度	H31	R2	R3	R4	R5
件数	60	28	39	42	69

【課題】

- ・相談件数は、全体的に増加傾向にあり、多様なニーズに対応できる相談体制の強化が課題となっています。

- ・相談する内容は複雑かつ多岐にわたっており、相談員に幅広い知識と相談対応力の向上が必要となっています。
- ・相談につながりにくいケースや支援を拒否する保護者への対応が課題となっています。

2. 成長・療育機能

【主な取組・成果】

- ・ドリーム学園（定員25人）での児童発達支援事業では、集団で互いに育ちあうことで家庭や地域で生活する力や社会性を身につけることができました。
- ・発達支援親子グループは、子ども未来センターと砂川学習館（令和5年度は建替工事のため西砂学習館）で、令和5（2023）年度は255回実施、延べ参加児童数は859人でした。親子でプログラムに参加することで、子どもの発達の特性を知り、成長を促すことにつながりました。
- ・保育園や幼稚園では、障害のある児童を受け入れ、集団の中での生活を通じた発達を促すとともに、個々の障害の状態に応じた支援を行いました。
- ・ドリーム学園の施設の老朽化に伴い、施設のあり方や移転等について検討しました。

【課題】

- ・ドリーム学園では、集団による療育を実施していますが、子どもたち一人ひとりに合った支援について検討することが必要です。
- ・小学校就学後の児童については、子ども未来センターで教育相談を実施していますが、療育の場の提供が課題となっています。

3. 情報共有機能

【主な取組・成果】

- ・サポートファイルについては、利用者の意見を取り入れながら、平成31年度から導入しました。子どもの成長発達の情報を一元化して、相談窓口での保護者の負担軽減につなげるものとして活用促進の取組を進めました。
- ・民間療育機関等の連携と情報共有では、児童発達支援事業所交流会や放課後等デイサービス事業所連絡会を開催し、情報交換や課題の共有を行いながら、事業所との連携を深めました。
- ・児童発達支援センター（当時は子ども家庭支援センター）や保育園等では、必要に応じて就学相談の紹介や就学支援シートの作成支援を行い、円滑な学校生活が送れるように手助けを行いました。

【課題】

- ・サポートファイルについては、利用拡大を図るために、そのメリットを周知していくとともに、デジタル化など利用者の利便性向上に取り組む必要があります。
- ・関係機関との課題や情報の共有を行うために、庁内関係課だけではなく、障害児相談支援事業者、児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者と引き続き連携が必要です。

4. 現場職員支援機能

【主な取組・成果】

- ・現場職員への研修として、各所属や機関において、独自に研修を実施したり、職員会議の中で発達に支援や配慮の必要な子どもへの理解を深めるために情報共有を行ったりしました。また、立川市医師会と共催で学習会を実施しました。
- ・市内の認可保育園と幼稚園、認証保育所のほか、臨時で各園や市外の園からの要望に応じて、巡回保育相談を実施しました。

【課題】

- ・巡回保育相談については、増加するニーズに対応するため、体制を強化する必要があります。
- ・子どもや保護者のニーズに合った支援を行うため、関係部署や機関において、引き続き研修等が必要です。

5. 家庭支援機能

【主な取組・成果】

- ・愛着形成を促すため、子ども未来センターではベビーヨガなど、子育てひろばでは手遊びなどで親子のスキンシップ遊びを実施しました。
- ・乳幼児健康診査等では、乳幼児期に大切にしてほしいことなどの情報提供を行い、啓発に取り組みました。
- ・ペアレントプログラムの実施により、保護者が子どもの発達や関わり方を学ぶとともに、仲間づくりのきっかけとなりました。
- ・「おしゃべり会」を定期的を開催し、発達が気になる子どもの保護者の交流や情報交換の場を提供しました。

【課題】

- ・保護者等に役立つ関連情報の提供は、市ホームページだけではなく、インターネットやSNSをさらに活用していく必要があります。
- ・引き続き親子の愛着形成を促進する取組が必要です。
- ・保健師による家庭訪問等地区活動の中で、発達に関する適切なアドバイスができるよう、療育に関するスキルアップが求められています。

6. コーディネート機能

【主な取組・成果】

- ・発達支援にかかる、来所相談、巡回保育相談、発達支援親子グループ活動等の中で、臨床発達心理士や保育士等が事業所や施設、病院への見学を行い、様々な社会資源を活用して職員のコーディネ

ート力の向上を図り、相談者への対応に生かしています。

【課題】

- ・関係部署等での研修をととして、発達に支援や配慮の必要な児童への理解を深めていますが、経験年数や職員の個々のスキルには差がみられます。引き続き、職員のコーディネート力の向上に努めるとともに、関係部署間の連携強化など組織的に対応することが求められています。
- ・児童発達支援事業所交流会や放課後等デイサービス事業所連絡会のほか、特別支援教育連絡会などでの会議をととして、外部の関係機関との連携を深めて、さらに適切なコーディネートができるような取組を進める必要があります。

7. 健診・診察機能

【主な取組・成果】

- ・子ども未来センターで行っている発達相談と健康会館での乳幼児健診後に行っている心理相談について、各相談の目的と役割を整理し、相談者への対応につなげました。
- ・発達の診察や検査枠の確保と早期に適切な療育につなげる「発達障害児等支援に係る医療機関との連携モデル事業」は、事業効果の検証結果を踏まえ、令和4（2022）年度から本格実施としました。令和5（2023）年度は初診・再診で413枠を確保しました。また、予約から初診までの日数が1か月以内となり早期の支援につなげました。

【課題】

- ・医療につながりにくい保護者への対応が課題となっています。
- ・発達に支援や配慮の必要な乳幼児の健診では、個別のニーズに応じた支援が必要です。

8. 理解啓発機能

【主な取組・成果】

- ・発達支援に関する講座について、関係団体に所属している先輩保護者が参加したり、講師となったりして実施しました。また、生涯学習推進センターでは家庭教育講座として専門家を招いて「発達障がい」をテーマに開催しました。
- ・発達支援団体の保護者等の協力で、発達が気になる子どもの保護者を対象とした「おしゃべり会」等を実施しました。

【課題】

- ・発達支援に関する講座や関係団体との連携した事業を行っていますが、さらに多くの方に参加していただけるように周知方法など工夫する必要があります。
- ・発達に支援や配慮が必要な子どもの特性やその保護者の気持ちを理解し、共に考えていく環境づくりに取り組む必要があります。

児童発達支援センター

【主な取組・成果】

- 令和7年5月に開設した立川市子育て支援・保健センター（愛称：はぐぐるりん）内に、第2次発達支援計画で取組項目としていた「児童発達支援センター」を設置しました。

【児童発達支援センターとは】

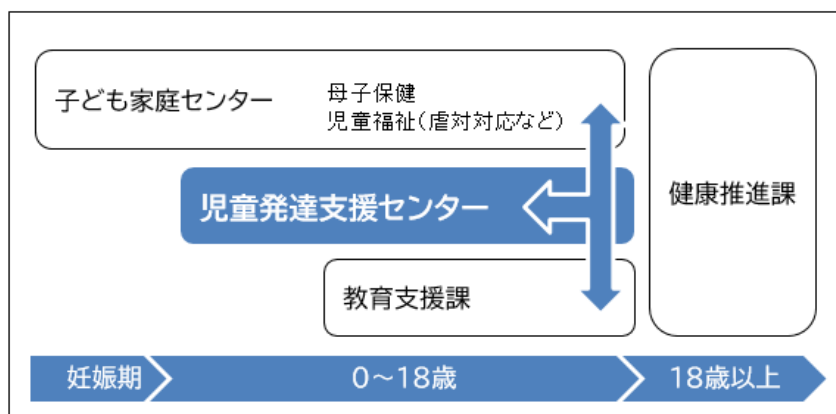
- 就学前の児童を対象にした療育事業をはじめ、子どもの発達に関する様々な相談や家族支援を行うなど、発達支援に関する中核的な役割を担う機関です。児童発達支援センターが展開する主な事業は、以下のとおりです。

1. 相談事業 … 発達に関する様々な相談に対応します。
2. 療育事業 … 子どもの発達の状態に応じて必要な療育を行います。
3. 家族支援 … ご家族が安心して子育てを行うことができるよう支援します。
4. 地域支援 … 地域全体の支援力を高めるため、関係機関等とのネットワークを構築します。

【子育て支援・保健センターとは】

- 児童発達支援センターの機能のほか、すべての妊産婦と子ども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から一体的に支援を行う「子ども家庭センター」の機能、就学相談や教育相談の機能を備えた施設です。
- また、健診事業や休日診療など、市民の健康を支える拠点の機能のほか、災害時には医療救護対策本部を設置します。

組織イメージ



第4章 本市の発達支援における理念と機能

第1節 本市が目指す発達支援システム

1. 基本理念

「すべての子どもが地域で安心してすごしていけるように、子どものライフステージに応じた途切れ・すき間のない発達支援を推進します」

発達に支援や配慮を必要とする子どもたちが健やかに育つ社会は、すべての子どもが健やかに安心して育つ社会です。

このような社会を実現するため、保育園・幼稚園・子育てひろば・学童保育所など、地域の中にある子育て支援に関する機関をはじめ、医療機関・児童発達支援や放課後等デイサービス等を行う発達支援に関する専門機関まで、あらゆる機関との連携を進めます。

児童発達支援センターを中心に、発達支援にかかわる機関のコーディネートの力を高め、子どものライフステージに応じた途切れ・すき間のない子ども成長・発達支援を推進します。

2. 発達支援のための8つの機能

すべての子どもたちが地域で安心して暮らしていくことができる「発達支援システム」を構築するためには、本計画に示す取組項目を実施し、以下の8つの機能が十分にその役割を果たすことが必要です。引き続き、既存の機関や施設等の機能を充実または連携して取り組んでいきます。

発達支援のための8つの機能

- 1 相談機能
- 2 成長・療育機能
- 3 情報共有機能
- 4 家庭支援機能
- 5 現場職員支援機能
- 6 健診・診察機能
- 7 コーディネート機能
- 8 理解啓発機能

立川市の発達支援 求められる8つの機能

● 相談

- ◆ 発達相談
- ◆ 乳幼児健診後の相談
- ◆ 5歳児相談
- ◆ 子ども総合相談
- ◆ 子育てひろば・保育園・幼稚園での相談
- ◆ 就学相談・教育相談
- ◆ 児童発達支援センター



● 健診・診察

- ◆ 3～4カ月児健診
- ◆ 1歳6カ月児健診
- ◆ 3歳児健診
- ◆ 専門医療機関での診察



● 家庭支援

- ◆ おしゃべり会など交流の場
- ◆ 養育力向上支援
- ◆ 子ども家庭センターとの連携
- ◆ 保育所等訪問支援



● コーディネート

- ◆ コーディネーターの育成
- ◆ 地域の関係機関連携体制を整備



● 成長・療育

- ◆ 発達支援親子グループ
- ◆ ドリーム学園
- ◆ 児童発達支援・放課後等デイサービス
- ◆ 保育園・幼稚園や学童保育所
- ◆ 親子の愛着形成の支援



● 情報共有

- ◆ 母子健康手帳
- ◆ 就学支援シート
- ◆ 保育所児童保育要録
- ◆ 相談支援の個別支援計画



● 現場職員支援

- ◆ 巡回相談
- ◆ 加配職員の配置と研修
- ◆ 職員研修
- ◆ 保育施設への技術支援

● 理解啓発

- ◆ ICTの活用による情報提供
- ◆ 発達支援に関する講座の開催



発達支援のための8つの機能

● 1 相談機能

相談機能には、専門機関での相談や地域での身近な子育てに関する相談があります。それらの相談が効果的につながり、子どもや保護者が必要とする相談が継続していけるようにする役割があります。市では、子育て支援・保健センターで相談を行っています。

取組項目

- 1 乳幼児健診後の相談
- 2 子育てひろばでの相談
- 3 5歳児相談
- 4 発達相談
- 5 就学相談と児童発達支援センターとの連携
- 6 教育相談
- 7 子育て支援・保健センター内での連携した相談
- 8 児童発達支援センター

● 2 成長・療育機能

成長・療育機能には、すべての子どもの成長に応じた支援をしたり、専門性の高い療育を行ったりする役割があります。保育園や幼稚園での障害児受け入れのほか、ドリーム学園での児童発達支援事業や発達支援親子グループ事業などを行っています。

取組項目

- 9 発達支援親子グループ事業
- 10 ドリーム学園の運営
- 11 ドリーム学園での移行支援の検討
- 12 保育園や幼稚園への障害児の受入
- 13 小中学生等の居場所の確保
- 14 子どもと保護者の愛着形成のための支援
- 15 就学後にもつながる発達支援

● 3 情報共有機能

情報共有機能には、必要な情報をわかりやすく伝えるために、保護者と各関係機関での情報共有と関係機関同士での情報共有を円滑に行う役割があります。市では、母子健康手帳や就学支援シート等の活用を促進しています。

取組項目

- 16 母子健康手帳の活用
- 17 地区担当保健師と児童発達支援センターとの連携
- 18 保育所児童保育要録による情報提供
- 19 就学支援シートによる情報提供
- 20 地域の療育機関等の連携と情報共有への支援
- 21 就学支援シートを活用した連携
- 22 児童館や学童保育所と就学前にかかわっていた機関との情報共有のしくみの検討
- 23 児童館や学童保育所と小中学校等との情報共有
- 24 医療機関などの関係機関との連携
- 25 子どもにかかわる機関の役割や立場の相互理解
- 26 要保護児童対策地域協議会を活用した情報共有

● 4 家庭支援機能

家庭支援機能には、発達に支援や配慮の必要な子どもを育てている保護者や家庭を対象に、子育てや発達に関する知識や技術を伝えていくとともに気持ちを支えるための支援をする役割があります。市では、子育てひろばや発達支援に関する講座、おしゃべり会などを行っています。

取組項目

- 27 将来の見通しが持てる保護者への情報提供
- 28 ベアレントプログラムの実施
- 29 サポートファイルの周知と利用促進
- 30 子育てひろばにおける保護者の養育力向上のための支援
- 31 保護者が安心できる場としての子育てひろばの提供
- 32 「おしゃべり会」などの交流の場
- 33 発達支援団体との連携
- 34 保育所等訪問支援事業

● 5 現場職員支援機能

現場職員支援機能には、子どもとかわる施設等の職員の技術向上や情報共有などを支援する役割があります。市では、巡回保育相談や現場職員の研修を行っています。

取組項目

- 35 子育てひろば職員研修
- 36 保育士・幼稚園教諭の発達支援研修
- 37 学童保育所・児童館職員の障害児研修
- 38 スキルアップのための研修用資料の活用
- 39 子育てひろば等における地域支援
- 40 巡回保育相談
- 41 連携保育施設への技術支援
- 42 学童保育所や児童館への巡回相談
- 43 児童養護施設への支援
- 44 障害児相談支援事業者への支援
- 45 発達支援の必要な子どもへの保育園・幼稚園での療育的取組
- 46 障害児対応職員の加配（認可保育園）
- 47 障害児対応職員の加配（幼稚園）
- 48 障害児対応職員の加配の判断

● 6 健診・診察機能

健診・診察機能には、保護者が子どもの特性などについて、理解認識していく機会となる役割があります。市では、乳幼児健診を行っています。

取組項目

- 49 診察枠の確保

● 7 コーディネート機能

コーディネート機能には、支援者が子どもや保護者のニーズを受け止め、必要な相談機関や制度などを伝えて適切な支援につなげていくほか、様々な福祉サービスを調整していく役割があります。市では、職員のコーディネート力や組織力向上のために研修等を行っています。

取組項目

- 50 医療機関へのつなぎ
- 51 重度心身障害児や医療的ケア児への対応
- 52 児童発達支援センターにおけるコーディネート機能の向上
- 53 コーディネート力を持った人材の育成

● 8 理解啓発機能

理解啓発機能には、地域の誰もが発達に支援や配慮が必要な子どもの特性や保護者の気持ちを理解し、共に考え、共生社会を目指す役割があります。市では、発達支援団体と協働して理解啓発のための事業等に取り組んでいます。

取組項目

- 54 ICTの活用による情報提供
- 55 発達支援に関する講座

第5章 8つの機能の役割

1 相談機能

相談機能には、専門機関での相談や地域での身近な子育てに関する相談があります。それらの相談が効果的につながり、子どもや保護者が必要とする相談が継続していけるようにする役割があります。市では、子育て支援・保健センターで相談を行っています。

取組項目 1	内 容	担 当 課
乳幼児健診後の相談	乳幼児健診後、発達に支援や配慮の必要な乳幼児については、保護者の気持ちに寄り添いながら必要な支援につなげる。その際、保護者の受けとめ方に配慮しながら、心理相談等につなぎ、相談ニーズの促しを行う。また、乳幼児健診を通して、発達課題の早期発見や支援の充実について検討を行う。	子ども家庭センター

取組項目 2	内 容	担 当 課
子育てひろばでの相談	子育てひろば指導員には、保護者から様々な相談が寄せられるため、子育てに関する幅広い知識の習得に努めるとともに、保護者の気持ちに寄り添った支援ができるよう相談対応力の向上に努める。	子ども家庭センター

取組項目 3	内 容	担 当 課
5 歳児相談	市内在住の年中児（5 歳児）の保護者を対象に、利用している保育園や幼稚園に相談員が出向いて相談する 5 歳児相談を継続して実施する。	児童発達 支援センター

取組項目 4	内 容	担 当 課
発達相談	来所相談や電話相談を引き続き実施する。乳幼児健診後の心理相談との連携を強化する。多様な相談ニーズに対応するため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による専門相談を実施するとともに、専門性の向上に努める。	児童発達 支援センター

取組項目 5	内 容	担 当 課
就学相談と児童 発達支援センタ ーとの連携	就学先について不安や悩みを持つ保護者が、より就学相談を受けやすくするため、就学相談説明会や利用者アンケートの実施等を通して就学相談の充実に努める。また、相談の質の向上のため、保護者の同意のもと、教育支援課と児童発達支援センターとの連携を進め、情報共有を行う。	児童発達 支援センター

取組項目 6	内 容	担 当 課
教育相談	教育相談において小中学校等とのより密接な連携はもとより、必要に応じて、保護者の同意のもと子ども家庭センターなど関係機関とも連携しながら子どもや家庭からの相談に対応する。	教育支援課

取組項目 7	内 容	担 当 課
子育て支援・保健センター内での連携した相談	子育て支援・保健センターでは、子ども家庭総合相談、発達相談、就学相談、教育相談、子ども総合相談、2歳児すこやか相談等多岐にわたる相談に対応しており、プライバシーに配慮しつつ、相談者にとって利便性の高いワンストップの相談機能の構築に取り組む。	子ども家庭センター

取組項目 8	内 容	担 当 課
児童発達支援センター	児童発達支援センターは、発達に関する様々な相談に対応する地域の拠点として、子育て支援・保健センター内に設置する。また、発達を起因とする不登校、学童期の個別健診の実施、医療的ケア児に対応するコーディネーターの配置、保護者の理解促進や支援拒否への対応、高校生年代や青年期でも途切れることのない支援、就労などの課題について、あり方の検討を行う。	児童発達支援センター

2 成長・療育機能

成長・療育機能には、すべての子どもの成長に応じた支援をしたり、専門性の高い療育を行ったりする役割があります。保育園や幼稚園での障害児受け入れのほか、ドリーム学園での児童発達支援事業や発達支援親子グループ事業などを行っています。

取組項目 9	内 容	担 当 課
発達支援親子グループ事業	発達支援親子グループ事業は、親子が気軽に参加できる事業としてニーズが高いことから、継続して実施する。ドリーム学園との効果的な連携・協力のあり方を検討する。	児童発達支援センター

取組項目 10	内 容	担 当 課
ドリーム学園の運営	ドリーム学園は、心身の発達に支援や配慮が必要な児童を対象に、通園による療育を行っており、児童発達支援センターの中心的な事業として、事業を継続する。子どもの特性に応じた質の高い療育を行うため、専門性の向上に取り組む。また、発達支援係との効果的な連携・協力の検討を進める。	児童発達支援センター

取組項目 11	内 容	担 当 課
ドリーム学園での移行支援の検討	ドリーム学園に在籍していた児童が、地域の保育所等へ移行する場合は、移行支援としてその施設との連携を検討する。	児童発達支援センター

取組項目 12	内 容	担 当 課
保育園や幼稚園への障害児の受入	保育園や幼稚園は障害児や発達支援の必要な乳幼児の受け入れについて、環境面、人的配置、人材育成の体制等、各園の状況に応じて合理的な配慮のもと行う。	保育課

取組項目 13	内 容	担 当 課
小中学生等の居場所の確保	小中学生等が、集団として自由な発想で遊びを楽しみながら人と人とのつながりを深めたり、コミュニケーション能力を伸ばしたりできる居場所として、児童館や学習館等を継続的に利用していくことができるようにするとともに、発達に支援や配慮を必要とする子どもたちへの小グループ活動等を通した療育の視点を取り入れたプログラムの研究を行う。	子ども育成課 児童発達支援センター

取組項目 14	内 容	担 当 課
子どもと保護者の愛着形成のための支援	子どもと保護者の関係づくりで基本となるのは親子愛着の形成となっている。0歳児向けの親子プログラムなど、愛着形成を促すための手法の実施について検討するほか、子どもが1歳になる前までに、親と子の間で関係が構築できるよう、乳幼児健診や子育てひろばに来所した親子を対象に、わかりやすい手段による情報提供について検討する。	子ども家庭センター

取組項目 15	内 容	担 当 課
就学後にもつながる発達支援	心身の発達や学習、進路、友達関係などの悩みを抱えている子どもについて、継続したサポートが可能となるよう、市内医療機関や関係機関等と連携を図り、支援を行っている。	児童発達支援センター

3 情報共有機能

情報共有機能には、必要な情報をわかりやすく伝えるために、保護者と各関係機関での情報共有と関係機関同士での情報共有を円滑に行う役割があります。市では、母子健康手帳や就学支援シート等の活用を促進しています。

取組項目 16	内 容	担 当 課
母子健康手帳の活用	子どもが小学校や中学校に就学した後でも利用できるようになった母子健康手帳の活用を推進する。	子ども家庭センター

取組項目 17	内 容	担 当 課
地区担当保健師と児童発達支援センターとの連携	発達支援の必要な乳幼児とその保護者の気持ちや悩みに寄り添った支援を行うため、地区担当保健師と児童発達支援センターの職員が連携し、すき間のない支援に取り組むほか、状況に応じて訪問も行う。	子ども家庭センター 児童発達支援センター

取組項目 18	内 容	担 当 課
保育所児童保育要録による情報提供	認可保育園や認証保育所など年長児童を保育する保育施設においては、保育所児童保育要録を用いて小学校への情報提供を継続して実施する。	保育課

取組項目 19	内 容	担 当 課
就学支援シートによる情報提供	保育園・幼稚園など就学前機関は、保護者から依頼があった場合には子どもの保育園や幼稚園などでの様子を丁寧に分かりやすく記入するなど、就学支援シートの提出支援を行う。	保育課 教育支援課

取組項目 20	内 容	担 当 課
地域の療育機関等の連携と情報共有への支援	児童発達支援や放課後等デイサービスを受けるには相談支援計画が必要となる。児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援等、各事業者については、事業の質の向上も求められることから、事業者間はもとより、障害福祉課や児童発達支援センターなど、発達支援にかかる主管課との連携を行う。	児童発達支援センター 障害福祉課

取組項目 21	内 容	担 当 課
就学支援シートを活用した連携	就学支援シートを有効に活用するため、教育支援課は、児童発達支援センターや小学校、学童保育所、保育園、幼稚園と連携していく。	教育支援課

取組項目 22	内 容	担 当 課
児童館や学童保育所と就学前にかかわっていた機関との情報共有のしくみの検討	児童館や学童保育所を利用する子どものうち、発達に支援や配慮が必要な子どもについて、児童館や学童保育所での支援に役立てるため、就学前に関わっていた機関との情報共有のしくみについて検討を行う。	児童発達支援センター

取組項目 23	内 容	担 当 課
児童館や学童保育所と小中学校等との情報共有	児童館や学童保育所での子どもの日々の状況は、小中学校等での様子や出来事などと密接な関係があると考えられるため、小中学校等との情報共有を行う。	教育支援課 指導課

取組項目 24	内 容	担 当 課
医療機関などの 関係機関との 連携	子どもの発達に関する相談において、専門的な診察や相談が必要と認められる場合は、受診等を促すとともに、自ら受診が困難な場合には、同行受診などの必要な支援を進める。また、保護者の同意に基づき、必要に応じ、市内小児科医療機関・専門医療機関や児童発達支援センター等の子育て支援機関との情報共有に努める。	児童発達 支援センター 子ども家庭 センター

取組項目 25	内 容	担 当 課
子どもにかかわ る機関の役割や 立場の相互理解	保育園や幼稚園、児童館、学童保育所、小中学校等での発達に支援や配慮の必要な子どもへの支援内容については、各施設の目的などにより異なっている。途切れのない発達支援体制の構築のためには、各施設が、お互いの支援の現状と方針、どのような支援が必要なのか、また支援の状況に違いがあることを理解・認識して支援を行う。	児童発達 支援センター

取組項目 26	内 容	担 当 課
要保護児童対策 地域協議会を活 用した情報共有	子どもの発達に不安や悩みがあり、保護者からの虐待に進展すると見込まれる場合、関係機関は、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、家庭訪問等を含めた見守り等の支援を行う。	子ども家庭 センター

4 家庭支援機能

家庭支援機能には、発達に支援や配慮の必要な子どもを育てている保護者や家庭を対象に、子育てや発達に関する知識や技術を伝えていくとともに気持ちを支えるための支援をする役割があります。市では、子育てひろばや発達支援に関する講座、おしゃべり会などを行っています。

取組項目 27	内 容	担 当 課
将来の見通しが 持てる保護者 への情報提供	子どもの発達に不安や悩みを持つ保護者は、現時点での悩みだけではなく、将来のことも心配している。そのため、将来の子どもの姿や生活全般の状況、支援策の有無等について、保護者に分かりやすく伝えるよう努める。	児童発達 支援センター

取組項目 28	内 容	担 当 課
ペアレントプロ グラムの実施	少子化や核家族化が進み、出産前までに子育てに関する経験や知識を得る機会が少ない状況で子育てを行う保護者が増えている。子育てに悩む保護者にとって、子どもとのかかわりについて学ぶことは大切であるため、ペアレントプログラムを行う。	児童発達 支援センター

取組項目 29	内 容	担 当 課
サポートファイ ルの周知と利用 促進	子どもが適切な支援につながりやすくするよう、子どもが生まれてから成人期までの成長の過程や生活の様子などを記録することができるサポートファイルについて周知し、活用を促進していく。内容の充実や利便性向上により、利活用しやすいファイルとなるよう検討する。	児童発達 支援センター

取組項目 30	内 容	担 当 課
子育てひろばにおける保護者の養育力向上のための支援	保護者の養育力向上のため、子育てひろばにおける関わりや相談等を通して、子育てひろば指導員が保護者の気持ちに寄り添いながら、子どもとの関わりの持ち方などについて支援する。また、保護者から、子育てによる心身の疲労などの訴えがあった場合には、子ども家庭センター内で連携して対応する。	子ども家庭センター

取組項目 31	内 容	担 当 課
保護者が安心できる場としての子育てひろばの提供	現在の利用者は0～2歳児が中心となっているため、常設ひろばと出張・出前ひろばを開設し、乳幼児親子が気軽に通え、安心して相談できる身近なひろばを目指す。	子ども家庭センター

取組項目 32	内 容	担 当 課
「おしゃべり会」などの交流の場	子どもの発達が気になる保護者同士が話し合える場を、関係団体と協働しながら継続して実施する。また、おしゃべり会の安定的な運営を図るため、ピアサポーターを養成する。また、より保護者の参加が得られるような手法や場所について検討を行う。	児童発達支援センター

取組項目 33	内 容	担 当 課
発達支援団体との連携	保護者が子どもの発達について、同じ悩みを持つ保護者と話すことで、自分の子どもの発達について考えるきっかけになることがあり、そうした子育て経験から発信できることも多い。このため、保護者の支援や理解啓発ができるように、発達支援団体が市とともに連携協働して活動できるよう支援する。	児童発達支援センター

取組項目 34	内 容	担 当 課
保育所等訪問 支援事業	子どもが通う保育所等施設（保育所・幼稚園、学童保育所、学校等）に訪問し、子どもや訪問先の教職員等に対し専門的な支援や助言を行い、家族が安心して子育てができるよう働きかける。	児童発達 支援センター

5 現場職員支援機能

現場職員支援機能には、子どもとかかわる施設等の職員の技術向上や情報共有などを支援する役割があります。市では、巡回保育相談や現場職員の研修を行っています。

取組項目 35	内 容	担 当 課
子育てひろば 職員研修	子育てひろばの職員は、保護者に寄り添い、子ども一人ひとりの発達に応じた支援を行うため、職員に対する研修や巡回支援を継続して実施する。	子ども家庭 センター

取組項目 36	内 容	担 当 課
保育士・幼稚園 教諭の発達支援 研修	障害児や発達支援の必要な乳幼児への対応について、継続して研修を実施する。また、認可保育園の保育士等を対象に、保育園発達支援研修会を継続して実施する。	保育課

取組項目 37	内 容	担 当 課
学童保育所・ 児童館職員の 障害児研修	学童保育所や児童館の職員が、日々の保育や指導の中から障害児や発達に支援や配慮の必要な子どもへの理解を深めるほか、子どもへの適切な対応や支援の力を向上させるため継続して研修を実施する。	子ども育成課

取組項目 38	内 容	担 当 課
スキルアップ のための研修用 資料の活用	保育園や幼稚園等で勤務する職員の発達支援の必要な子どもへの対応スキル向上のためには研修機会を確保し、研修内容を映像化するなどより多くの職員が研修を受けられるような手法の検討を行う。	児童発達 支援センター

取組項目 39	内 容	担 当 課
子育てひろば等 における地域支 援	子育てひろばで、親子の関わりを楽しむ遊びを促すなど、保育園の保育士が地域支援を行う。	保育課 子ども家庭 センター

取組項目 40	内 容	担 当 課
巡回保育相談	認可保育園や幼稚園を対象に実施している巡回保育相談について、引き続き児童発達支援センターでの発達相談と連携して行う。	児童発達 支援センター

取組項目 41	内 容	担 当 課
連携保育施設 への技術支援	保育園は、連携保育所となっている地域型保育所に対し、子どもの見立てや接し方などにおいて技術的な支援を行う。	保育課

取組項目 42	内 容	担 当 課
学童保育所や 児童館への巡回 相談	学童保育所や児童館の職員を支援するため、障害児等の巡回相談を継続して実施する。	子ども育成課

取組項目 43	内 容	担 当 課
児童養護施設 への支援	児童養護施設からの要請に基づき、巡回保育相談等を行う。必要に応じて、就学相談や教育相談につないで支援する。	児童発達 支援センター

取組項目 44	内 容	担 当 課
障害児相談支援 事業者への支援	児童福祉法上のサービスを利用する際、障害児相談支援事業者が障害児支援利用計画を作成するが、障害児支援にかかわる相談支援専門員の質の向上が求められている。障害福祉課や児童発達支援センターなど子どもの発達支援にかかわる部署との連携を行う。	児童発達 支援センター

取組項目 45	内 容	担 当 課
発達支援の必要 な子どもへの 保育園・幼稚園 での療育的取組	認可保育園や幼稚園に入園している子どものうち、発達支援の必要な子どもを対象に、通常の保育を行う中で療育的な関わりを行うための取組や人材育成のあり方、体制について検討を行う。	保育課

取組項目 46	内 容	担 当 課
障害児対応職員 の加配 (認可保育園)	認可保育園に対して実施している障害児保育士の加配について、継続して実施する。	保育課

取組項目 47	内 容	担 当 課
障害児対応職員 の加配 (幼稚園)	幼稚園に対して、障害児や発達支援の必要な幼児の受け入れを進めるため、障害児対応職員を加配した場合の補助を行う。	保育課

取組項目 48	内 容	担 当 課
障害児対応職員 の加配の判断	発達に支援や配慮が必要な子どもが安心して過ごすために加配職員が必要となる場合がある。障害児対応職員の加配の配置加算については、医師による診断書・情報提供書・意見書等において加配が必要と判断されていることが条件となっている。しかしながら、実際の運営上は、診断がない子どもについても加配が必要な状況が多く発生している。このため、保護者の感情にも配慮しながら、加配職員配置の判断基準について検討する。	保育課

6 健診・診察機能

健診・診察機能には、保護者が子どもの特性などについて、理解認識していく機会となる役割があります。市では、乳幼児健診を行っています。

取組項目 49	内 容	担 当 課
診察枠の確保	医療機関での診察を必要としている子どもが、初診までの期間が相当の期間を要することもあるため、保護者の支援を求める気持ちが消失し、支援につながらない子どもも少なからず存在することが考えられる。このため、市内在住の乳幼児については、市内小児科医療機関にて発達に関する初診を1か月以内に受診できるよう体制を継続する。	児童発達 支援センター

7 コーディネート機能

コーディネート機能には、支援者が子どもや保護者のニーズを受け止め、必要な相談機関や制度などを伝えて適切な支援につなげていくほか、様々な福祉サービスを調整していく役割があります。市では、職員のコーディネート力や組織力向上のために研修等を行っています。

取組項目 50	内 容	担 当 課
医療機関への つなぎ	医療機関での診察や相談等を必要とすると考えられる子どもについては、保護者の同意のもと、市内小児科医療機関と連携して、診察や相談につなげる。より専門性の高い診察や相談等を要すると判断した場合には、市内小児科医療機関と連携しながら、専門医療機関の診察や療育等につなげるよう情報共有や情報提供を行う。	児童発達 支援センター

取組項目 51	内 容	担 当 課
重度心身障害児 や医療的ケア児 への対応	医療機関や保健所等の専門機関以外には地域とのつながりを持たず、在宅で生活している医療的ケア児や重度心身障害児を対象に、必要なサービスや支援が届くようコーディネートについて検討を行う。	児童発達 支援センター 障害福祉課

取組項目 52	内 容	担 当 課
児童発達支援センターにおける コーディネート 機能の向上	児童発達支援センターには、巡回保育相談や5歳児相談などを通して、現場職員への技術支援や助言はもとより、保護者の気持ちに寄り添いながら必要な支援につなげていく機能が求められる。このため、児童発達支援センター職員の発達支援に関するコーディネート力の向上を図る。また、医療的ケア児を支援するコーディネーターの配置を検討する。	児童発達 支援センター

取組項目 53	内 容	担 当 課
コーディネート 力を持った人材 の育成	子どもの発達支援について適切にアセスメントし、必要な支援につなげるコーディネート力を持った人材を育成するため、関係機関等を対象とした研修システムの検討を進める。	児童発達 支援センター

8 理解啓発機能

理解啓発機能には、地域の誰もが発達に支援や配慮が必要な子どもの特性や保護者の気持ちを理解し、共に考え、共生社会を目指す役割があります。市では、発達支援団体と協働して理解啓発のための事業等に取り組んでいます。

取組項目 54	内 容	担 当 課
I C Tの活用による情報提供	子どもの発達支援に関する情報を広く周知するためには、I C Tを活用することが重要となる。保護者の心理的負担を軽減するためにも、I C Tを活用し情報提供を進める。	児童発達支援センター

取組項目 55	内 容	担 当 課
発達支援に関する講座	子ども家庭センターで実施している子育て支援啓発事業や地域学習館などで実施している市民対象講座の中で、発達支援の啓発に関する講座の開催に継続して取り組む。	児童発達支援センター

資 料



1 立川市第3次発達支援計画策定検討委員会

委員名簿

区分		氏名	所属団体等
子どもの発達に関する見識のある者	会長	星山 麻木	明星大学教育学部教授
発達支援に関する見識のある者	副会長	中山 雅和	社会医学技術学院 理学療法学科専任教員
発達支援に関する見識のある者		黒葛 真理子	チャイルドフード・ラボ
保育又は幼児教育に関わる者		金子 幹広	西国立保育園 園長
		野口 陽央	石川学園こぼと幼稚園 園長
小児医療に関わる者		宮田 章子	さいわいこどもクリニック
義務教育に関わる者		杉山 浩規	立川市立大山小学校 校長
発達支援に関わる者		吉田 志保里	ジョブサキッズ立川（ジョブサ U18 立川南口教室）児童発達管理責任者
児童養護に関わる者		木山 美穂	至誠学舎立川「至誠大地の家」 統括主任
市民公募		瓦田 尚	
		小田部 翔太	

（敬称略 区分ごとに五十音順）

検討経過

令和6（2024）年

	日 程	内 容
第1回	7月18日	・委員辞令交付及び自己紹介 ・計画の位置づけ、策定までのスケジュール、計画の進捗状況、立川市の発達支援における現状について事務局から説明
第2回	9月12日	・第3次発達支援計画の理念と8つの機能、取組項目等についての検討
第3回	10月10日	・第3次発達支援計画の骨子案、取組項目等についての検討
第4回	12月18日	・第3次発達支援計画の理念と機能、取組項目等についての検討

令和7（2025）年

	日 程	内 容
第5回	1月9日	・第3次発達支援計画（素案）について

2 分野別個別計画素案E X P O（市民説明会）

立川市第3次発達支援計画素案について、市民の皆さんに説明をさせていただき、市民意見公募（パブリックコメント）として、ご意見をいただく機会を創出しました。

日時	令和7（2025）年4月5日
場所	立川市役所
対象者	立川市在住、在勤、在学の方等

3 市民意見公募（パブリックコメント）

立川市第3次発達支援計画素案に対して、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、3人から19件のご意見をいただきました。

公募期間	令和7（2025）年4月1日～4月21日
提出者数・件数	3人・19件
意見を反映した件数	0件

4 関係要綱

立川市第3次発達支援計画策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 発達支援が必要と考えられる子ども及びその保護者を対象に、立川市における児童発達支援の推進を図るための計画を策定するため、立川市第3次発達支援計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達支援計画の素案の策定に関すること。
- (2) その他必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、委員11人以内で構成し、次の各号に掲げる者につき市長が委嘱する。

- (1) 子どもの発達に関する見識のある者 1人
- (2) 発達支援に関する見識のある者 2人以内
- (3) 保育又は幼児教育に関わる者 2人以内
- (4) 小児医療に関わる者 1人
- (5) 義務教育に関わる者 1人
- (6) 発達支援に関わる者 1人
- (7) 児童養護に関わる者 1人
- (8) 公募市民 2人以内

（会議等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

（意見等の聴取）

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第7条 会議は、公開とする。

2 会議の非公開については、立川市審議会等会議公開規則（平成12年立川市規則第8号。以下「会議公開規則」という。）第4条の規定を適用するものとする。

（傍聴者の定員等）

第8条 傍聴者の定員は、10人以内とし、委員会の当日先着順に決定するものとする。

（傍聴者の退場等）

第9条 委員長は、傍聴者が会議公開規則第8条の規定に違反し、又は会議公開規則第9条の規定に該当していると認めたときは、これを制止できる。この場合において、傍聴者がその制止に従わないときは、退場させることができる。

（謝礼及び記念品）

第10条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

（庶務）

第11条 委員会の庶務は、子ども家庭部子ども家庭支援センターにおいて処理する。

（委任）

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、委員会の終了をもってその効力を失う。

5 用語解説

あ行	
用語	説明
医療的ケア児	経管栄養、痰の吸引等、医療機関ではないところで、生活を営む上で必要とされる医療的な生活援助行為を日常的に行う必要のある児童のこと。
か行	
用語	説明
合理的な配慮	障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人の意向を尊重しながら、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。
教育相談	教育相談員（公認心理師等）が、市内の幼児から高校生とその保護者を対象に、不登校や進路、落ち着きがない、勉強の遅れ、学校での人間関係など、保護者の心配ごとや子ども自身の悩みについて、相談を受けている。必要に応じて、カウンセリングや遊戯療法、箱庭療法等による心理療法、助言を行いながら、悩みや問題解決を支援している。また、他機関の紹介や情報提供も行う。
共生社会	障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。
子育てひろば	子どもの遊びの場、保護者の出会いの場として、乳幼児の親子で交流する場所。スタッフが、子育て相談や、子育てに関する楽しい講座やイベントも行う。本市では児童館や学習館、保育所などに設置。出張・出前の子育てひろば等も実施している。
5歳児相談	社会性の成長発達が見れる年中児（5歳）を対象に、子どもの通園している保育園・幼稚園に専門相談員が出向き、希望した保護者からの相談を行うもの。気軽に成長発達相談を通園先で受けられるよう本市では平成26年6月から実施。

さ行	
用語	説明
サポートファイル	子どもが生まれてからの成長の過程や生活の様子などを保護者記録する情報ファイルのこと。入園・入学や医療機関、相談機関等で子どもの相談をする際などに、子どもの日頃の様子や相談・支援の経過を伝えることができ、支援につながりやすくなる。
児童発達支援	児童福祉法に基づき、集団療育や個別療育が必要な未就学の障害児を対象に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
児童発達支援センター	児童福祉法第 43 条で規定する施設で、障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練等を行う施設。本市では、発達に関するさまざまな相談に対応する地域の拠点として、令和 7 年 6 月に子育て支援・保健センター内に設置予定。
就学支援シート	小学校の就学にあたり、児童や保護者の願い、子どもの様子や指導の手掛かり、就学後に必要と思われる支援内容等をまとめ、就学先に引き継ぐもの。幼稚園や保育園等と保護者が記入する。
就学相談	心身や発達のことで心配のある子どもの就学に対して、どのような教育環境が良いか相談すること。保護者との面談の他、行動観察や発達検査、見学・体験等を通し、保護者が就学先を選択できるよう情報を提供する。就学後も引き続き相談が必要な場合は継続して相談することもできる。
巡回保育相談	市内の保育園や幼稚園の保育士や幼稚園教諭を対象に、専門相談員が各園に出向いて、発達に課題のある園児への対応や指導内容についてアドバイスを行う。
障害児相談支援事業者	児童福祉法に基づき、障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行う事業者。その後は、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行う。
すこやか相談	言葉が出ない、成長や発達について心配があるなどの場合に専門相談員（公認心理師等）が応じる。事前予約制。本市では、子ども家庭センターが実施。

た行	
用語	説明
第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン（立川市次世代育成支援行動計画）	本市独自の子どもに関する総合計画で、次世代育成支援対策推進法に基づく市の行動計画を包含している。また、第5次長期総合計画後期基本計画の児童福祉施策の個別計画。計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間。
ドリーム学園	心身の発達に支援や配慮が必要な市内在住の2歳から就学前の児童を対象に、心身の発達を促し、社会性・適応性を育むため、総合的な療育を行う立川市の施設。定員は25人。週5日の登園を基本とする。通園バスあり。児童福祉法の児童発達支援事業。

は行	
用語	説明
発達支援親子グループ	未就学の発達の気になる子どもとその親を対象に親子で運動遊びや手遊びなどを行う中で、子どもの発達を促し、保護者に子どもへの望ましい関わり方を伝える。おおよそ月2回の実施。
発達相談	発達のことで心配のある子どもの保護者に対して、専門相談員（公認心理士等）が、年齢に応じた必要な支援の手立てを一緒に考え、アドバイス（1回50分程度）をする。来所相談は予約制。他機関の紹介や情報提供も行う。本市では、子育て支援・保健センターで、児童発達支援センター発達支援係が相談窓口となっている。
ペアレントプログラム	子育てに不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。
保育所児童保育要録	保育園と小学校をつなぐ子どもの育ちを支える資料として、小学校に就学する保育園児童全員を対象に、各保育園が作成し、3月上旬に就学先の小学校等に送付するもの。内容はお子さんの育ちや養護、教育に関わることなどで、厚生労働省の「保育所保育指針」により作成が義務付けられている。
保育所等訪問支援	児童福祉法に基づき、保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）など、子どもが集団生活に適應できるよう専門的な支援を行う。

用語	説明
放課後等デイサービス	児童福祉法に基づき、学校（幼稚園、大学を除く）に通学中の障害児を対象に、放課後等において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。また、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。

I

用語	説明
I C T	Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関連する技術一般。

立川市第3次発達支援計画
令和7（2025）年6月発行

発行 立川市
〒190-0022
東京都立川市錦町3-3-6
電話 042-529-8586
FAX 042-528-6875
ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>
編集 子ども家庭部 児童発達支援センター